

吉野川市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者募集について

農業委員会等に関する法律第19条の規定に基づき、吉野川市農業委員会の農業農地利用最適化推進委員について、次のとおり募集します。なお、推薦、応募をしていただいても、必ずしも推進委員に選任されるとは限りませんので、ご了承ください。

1 募集人数 17人（市内7区）

※担当区域及び定数については、別紙のとおりです。

2 任用期間

委嘱の日から令和11年9月30日まで

3 身分

特別職の非常勤職員

4 職務内容

- ①担い手への農地の集積・集約化
- ②遊休農地の発生防止・解消指導
- ③新規参入の促進
- ④①から③に伴う現地での調査、指導及び監視業務等
- ⑤研修会等への出席

※毎月開催される農業委員会に出席していただくことがあります。

5 報酬

年額200,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に見識を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③法令等により農地利用最適化推進委員との兼職が禁止されている職にある者

7 推薦及び応募に係る手続き等

- ・規定の様式に必要事項を記入の上、郵送又は持参により、吉野川市農業委員会事務局までご提出ください。
- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができますが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼務することはできません。

・ 推薦及び応募様式

①個人による推薦の場合

農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人による推薦）（様式第1号）

②法人又は団体による推薦の場合

農地利用最適化推進委員候補者推薦書（法人又は団体による推薦）（様式第2号）

③自ら応募する場合

農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）

・ 様式の入手方法

農業委員会事務局の窓口に備えるほか、吉野川市ホームページからもダウンロードできます。

9 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時まで提出してください。郵送の場合は、令和8年6月30日（火）までの消印があるものに限って受付します。

※推薦及び応募の状況により受付期間を延長する場合があります。この場合、ホームページ等により公表します。

10 提出された推薦書及び応募申込書の記載事項の公表方法等

受付期間中の中間及び期間終了後に、吉野川市のホームページ等で、提出された推薦書及び応募申込書の住所、生年月日及び電話番号を除いた記載事項を公表します。

11 選考方法等

定数を超える候補者が集まった場合その他必要と認める場合には、選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します。なお、推薦及び応募に係る結果については、各候補者宛に文書で通知します。

12 書類の提出先及び問い合わせ先

〒776-8611

吉野川市鴨島町鴨島115-1

吉野川市農業委員会事務局（東館1階）

電話0883-22-2227

FAX 0883-22-2237